

一宮市美容師法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号。第4条において「政令」という。)の規定に基づき、美容の業を行う場合に講ずべき措置、美容所について講ずべき措置及び美容所以外の場所で業務を行うことができる場合について定めるものとする。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 清潔な作業衣を着用し、かつ、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手指の爪を短くし、客1人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。
- (3) 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客1人ごとに取替えること。
- (4) 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- (5) 化粧品その他の物で衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。
- (6) 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。
- (7) 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。
- (8) 喫煙をし、又は酒気を帯びて美容の作業を行わないこと。
- (9) 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講ずること。

ア 次に掲げる物を携行すること。

- (ア) 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器
- (イ) 使用済みの器具を安全に納めることができる容器
- (ウ) 消毒薬及び石けん
- (エ) 外傷に対する処置に必要な救急薬品等

イ 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。

（美容所について講ずべき措置）

第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所には、美容の作業を行う場所(以下この条において「作業所」という。)と待合所とを区分して設けること。
- (2) 作業所の床面積は、美容椅子2台までは13平方メートル以上とし、美容椅子1台を増すごとに3平方メートル以上増すこと。
- (3) 待合所の床面積は、作業所の床面積の8分の1以上とすること。
- (4) 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 皮膚に接する器具を消毒する設備を設けること。

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項各号(第5号及び第7号を除く。)に規定する施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (2) 避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。